

核抑止に係る最近の議論について

真部 朗

はじめに

ロシア・ウクライナ戦争中にロシアの高官がたびたび核使用に言及したこと等を契機として、我が国でも核政策の見直しに関する議論が提起されている。いずれも、核抑止を強化すべきではないかとの問題意識に発するものである。この問題意識自体は適切だが、議論の展開には必ずしも当を得ないのではないかと思われるものが散見される。本稿は、核兵器の特殊性とそれに由来する拡大抑止の本質を確認した上で、最近の核を巡るいくつかの議論について考察を加えることを目的としている。

核兵器の特殊性

核兵器は、言うまでもなく、巨大な破壊力を有する大量破壊兵器であることを最大の特徴としている。その爆発は、爆風と閃光・熱線はもとより、放射線（初期放射線及び残留放射線）、電磁パルスを含む多種多様、広範、深刻な破壊をもたらす。通常兵器とは破壊のレベルが全く異なることは言うまでもないが、化学兵器や生物兵器とも大きく異なる。これらも大量破壊兵器に分類されてはいるが、使用される環境等によって威力が大きく異なることや使用されてもある程度対抗手段を講じ得ること等から、核兵器とは次元を異にしていると言える。

このような特徴故に、核兵器は、逆説的ながら、核保有国間では使用できない兵器と言える。言い換えれば、核兵器は、専ら他国の核攻撃を抑止するために存在するというのである。いわゆるMAD（相互確証破壊）が成立している核保有国間については言うまでもない。文字通り自国の破滅の危険を冒して他の核保有国を核で攻撃することは狂気の沙汰でしかない。最小限抑止の能力を有する核保有国に対しても、核使用は事実上不可能と言ってよい。主要都市の壊滅と引き換えに敵を屈服させるという決定もまた正常な精神のなし得る所業ではない。

戦略核の交換はあり得ないとしても、戦術核ならば核戦争もあり得るのではないかとの疑問はあるかもしれない。しかしながら、これもまた、核保有国間ではあり得ないとみるべきである。

なぜならば、第一に、相手が核保有国であれば、戦術核の使用に対しては、必ず戦術核による報復が行われ、それは核のエスカレーションにつながり得るからである。それが戦術核を保有していない核保有国に対してであっても、攻撃された核保有国による戦略核の限定的な使用、例えば、攻撃国の辺境地域への戦略核の報復使用が行われることとなるであろう。報復しなければ次の戦術核使用を受けるだけだからである。双方一度の核交換で終われば不幸中の幸いだが、そのような保証はない。被害が不均衡と見れば、第二撃が行われ、これ

に対する報復が続く。このようなエスカレーションが戦略核の交換に行き着くのを止める確実なメカニズムは存在しない。

第二に、戦術核は戦場で使用されることが想定されるが、逆説的ながら、それが戦況を使用者側に有利に変える保証はない。前述のとおり敵の報復があり得るし、残留放射能等によって味方の部隊の行動が大きく制約を受けることになる。その結果、個々の作戦はもとより戦争全体も先行きが著しく複雑化・不透明化する。戦術核が戦場で使われるとすれば、敵が核を持たず、かつ、味方の部隊が核戦場での作戦遂行能力を十分に有する場合に限られよう。

これらのことから、核保有国間で核兵器が使用されることはないと言断できる。唯一あり得るのは、核ミサイル等の誤使用又は指導者の狂気である。ただし、誤使用の場合は、そうであることが相手側に認識される限り核戦争に発展することは考えられない。また、指導者の狂気の場合は、外部からは阻止困難ではあるが、核保有国の核管理体制にそれを阻止するメカニズム、例えば、核使用に指導者以外の高官の承認が必要な制度を整備しておくことで対処可能である。この意味では、核保有国の核管理体制は極めて重要である。

では、非核保有国に対してであれば、核保有国による核攻撃はあり得るであろうか。核保有国間のような抑止力が働かないことは明らかであり、その限りでは答えはイエスである。しかしながら、核保有国にとって核使用の政治的なハードルは極めて高い。核兵器の非人道性は、国際社会全体で広く認識されており、核使用国は国内外から確実に熾烈な非難を受けることとなるからである。

以上の考察の正しさは、戦後 80 年以上に亘って戦術核を含む核兵器が一度も使用されていないことに端的に表れているが、加えて、最新の例証としてロシア・ウクライナ戦争を挙げることができる。すなわち、この戦争において、核保有国であるロシアが、非核保有国であるウクライナに対してさえも核を実際に使用する動きを一切見せていないということである。

この戦争においては、冒頭に述べたとおり、プーチン大統領を始め、ロシア政府高官が核使用の可能性に頻繁に触れてきており、その度に NATO 諸国等を不安にさせてきたことは事実である。しかしながら、ロシアは、第二次大戦後初めて外国軍（ウクライナ軍）に領内（クルスク州）に攻め込まれた時（2024 年 8 月）でさえも、核ドクトリンの改定（2024 年 11 月）により核使用の敷居を下げてみせたものの、実際に核使用の準備はしなかったとみられる。仮に核使用の兆候（核運用部隊の移動等）があれば、ロシアを常時監視している欧米の情報機関がそれを直ちに察知してリークしていたであろう。当時そのようなリークがなかったことは、そうした兆候がなかったことの証左と言える。結局、ロシア高官による核使用への言及は、あくまで米国を始めとする NATO 諸国のウクライナ支援が一定限度を超えないように牽制することが目的であり、ロシアには核を実際に使用する考えは現在に至るまでないとみられる。NATO による核報復の可能性及び却って戦闘が困難となる可能性を回避するという軍事的な理由や使用した場合における国内外からの強い非難に対する政治的な懸念がその背景にあることは確実であろう。

拡大抑止の本質

非核保有国は、前述のとおり、いわば人道的なバリアーによって核の脅威から守られているが、核抑止力を欠いている分、その守りが軍事的に完全でないことも否定できない。この問題を解決する手段が、拡大抑止である。

核兵器は隔絶した大量破壊兵器であり、それ以外の兵器でもって同様の破壊をもたらすことはできない。このため、核保有国と非核保有国との間にはいわば破壊能力の不均衡が存在し、この不均衡故に、そのままでは非核保有国が核保有国に対して抑止力を持つことは不可能である。たとえ核ミサイルに対する防衛システムを備えても、確率論的に言ってそれが常に 100%機能することはあり得ない。他方、核ミサイル、特に戦略核ミサイルに対しては、一発でも迎撃に失敗すれば致命的な結果が生ずることは言うまでもない。通常戦力によるいわゆる反撃能力も、どれだけ高度化しても発射前に敵の核ミサイルを全滅させることができるようになることは将来にわたって考えられない。

このように、核抑止は核兵器によってしかなしえず、非核保有国は、核保有国の「核の傘」に入ることによってのみ核抑止力を獲得することができる。この核抑止力は、「核の傘」の信頼性が確保される限り、拡大抑止を提供する核保有国自身が有する核抑止力と同等と言ってよい。

問題は、「核の傘」の信頼性をいかに確保するかであるが、そのためには、次の三つの方法がある。

第一は、核保有国との（相互）防衛条約である。集団的自衛権に基づく公表された法的な防衛義務は、他の核保有国に対する誤解の余地がない「核の傘」のメッセージとなる。

第二は、核保有国による拡大抑止提供の意思表示である。仮に、条約による永続的な義務がない場合であっても、そのような意思表示が核保有国によって不断に行われていれば、他の核保有国がそれに疑いを差し挟むことは困難である。もっとも、拡大抑止の被提供国は、継続的にそのような意思表示が行われるよう提供国との友好関係の維持向上に不断に努める必要がある。

第三は、第一と第二の併用である。言うまでもないが、これがもっとも拡大抑止の信頼性を高める方法となる。

もとより、核保有国によるこれらの拡大抑止のコミットメントには、当該国が本当に自国に対する核攻撃の危険を冒しても他国を守るのかという疑念は常に残る。しかしながら、上述のとおり核保有国同士の核戦争はあり得ないので、核保有国は、かかる疑念はあるとしても、核戦争につながる可能性がある以上、他国の「核の傘」の下にある非核保有国にあえて核攻撃を行うことは考えられず、拡大抑止は十分に有効と言える。

独自の核保有

政府高官が「日本は核兵器を保有すべき」旨述べたとする報道が昨年 12 月 18 日に行わ

れた。理論的に言えば、核保有国となって核抑止力を自ら獲得することが核抑止を確保するための最善の手段であることは明白であり、その限りでは理解し得る発言と言える。

しかしながら、この発言はいくつかの点で非現実的であり、また、核保有が現在の我が国にとって不必要である点で、当を得ているとは言い難い。

第一に、我が国が世界で唯一の被爆国であること等から、核兵器保有に国民の理解を得ることが極めて困難な点である。国民の理解が得られない政策が、民主主義国において実現困難であることは言うまでもない。

第二に、核兵器開発は、政府主導の巨大プロジェクトとなることが確実な点である。少なくとも、1兆円近くの費用と幅広い要素技術の結集、相当の開発期間が必要となると見積もられる（さかき ゆい「日本の核武装 I 知られざる実力 技術とコスト」参照）。技術的、経済的には実現可能なプロジェクトではあるが、おそらく数代にわたる政権の一貫したプロジェクト推進意志が必要であり、そのような政治的な意志は少なくとも我が国の制度上は保証されない。

第三に、我が国の核開発が国際的に支持されるとは考えられない点である。まず、NPTの規制をどうするかという問題がある。理論的には、脱退する、例外規定を設ける等の選択肢はあるが、いずれも容易とはとても言えない。米国は、仮に容認するとしても、我が国の核兵器を自らの指揮統制下に置こうとするであろう。また、中国、ロシア、北朝鮮を始めとする多くの周辺諸国が、強い反対の立場を取るのみならず、積極的な妨害工作を行う可能性も否定できない。そこには違法な破壊工作さえも含まれるかもしれない。

そして、何よりも核保有が軍事的な必要性に乏しい点は決定的である。我が国に対する米国の「核の傘」は、日米安全保障条約と米国による継続的な拡大抑止の意思表示という最も強固な基盤に支えられており、核抑止の「強度」は核保有とほとんど変わらない。トランプ政権においても、この点に関して変化は認められない。前述のような核開発の著しい困難の数々にもかかわらず自らの核保有に挑戦する意味は極めて乏しい。もとより「核の傘」の信頼性の維持向上に不断に努めることが必須の条件ではあるが、その努力から解放され、外交の自由度を高めるために独自の核を保有する政治的な意味が果たしてあるのか。ある種のナショナリスティックな感情は理解できるが、核保有が現実の政策として妥当とは言い難い。

米国の核計画への参画

米国の「核の傘」の下にある非核保有国である我が国は、米国の核計画に積極的に関与すべきではないか、米国の有事の核運用計画に何らかの役割を果たすべきではないか。最近、やはりロシア・ウクライナ戦争におけるロシア側からの核使用の示唆を受けて、このような問題提起が一部から行われている。

例えば、2025年6月に発表された笹川平和財団の提言、「日米同盟における拡大抑止の実効性向上を目指して」（以下、「提言」）である。そこには、「核兵器使用を含んだ拡大抑止の

作戦に関し定期的に協議し、アップデートされた共同計画に基づき、日米拡大抑止協議の枠組み内で、具体的に作戦を検討する」、「この拡大抑止に関わる具体的協議は、米軍と自衛隊の拡大抑止（米軍の核戦力、および自衛隊のスタンドオフ能力を含む）の作戦コンセプト、作戦計画を協議する場とする」ことが提言されている。一見すると、このような政策提言は拡大抑止の強化につながるように見えるし、提言の意図もそこにある。

しかしながら、このように米国の核計画に関与することは、必ずしも拡大抑止の強化にはつながらないと考えられる。

その理由の第一は、米国の核計画は、その性質上最高機密であるが、それにアクセスする者の数が増えることによって機密の漏洩可能性が高まるからである。もちろん自衛隊関係者が漏洩させるであろうという意味ではなく、単純に知る者が増えれば漏洩可能性が増大するという確率論である。

第二は、仮に、米国と我が国が、我が国が参画する核使用計画を立案するとしても、それでもって拡大抑止を含む米国の核抑止力が強化されるとは必ずしも言えないことである。

逆説的だが、核抑止力は、有事の核使用計画の有無や内容とはほとんど関係がない。この点で、核戦力は通常戦力と大きく異なる。通常戦力の場合は、それを使用することが現実であり得ることから、平時に具体的な使用計画を立て、それに沿って訓練を重ねることが抑止力の強化につながる。これに対して、核戦力は現実には使用されない戦力なので、その使用を想定した平時の計画や訓練の意義は乏しい。有体に言えば、何かそれらしきものがあれば十分と言える。むしろ、具体的な核使用計画は、核抑止力を低下させる可能性すらあり得る。なぜならば、具体的な計画が潜在的な敵である核保有国に漏洩した場合、その国は、当該計画を妨害するような（通常）戦力使用によってライバル国の核戦力を無力化できると考えかねないからである。もとより、核使用計画は最高機密であり、それが漏洩する可能性は最小化されている筈だが、存在しているからにはその可能性は皆無ではない。核使用の態様を曖昧にしておく方が却って核抑止は強化されるというべきである。

核抑止に決定的に重要なのは、具体的な核使用計画ではなく、核使用の意思の表明であり、その意味では、公表された核ドクトリンこそが核抑止の核心である。拡大抑止はそのような特殊な性格の核抑止力に由来する故に、それに関する計画や訓練は同様に意義が乏しいと言える。

核共有

我が国も NATO の核共有制度を導入すべきではないかという議論は、ロシア・ウクライナ戦争が始まって以降、関心を持たれるようになっていく。例えば、安倍元総理大臣は、同戦争の開始直後の 2022 年 2 月に早くも核共有について国内でも議論すべきだとの認識を示している。先の提言でも、「日米間の核共有の取り組み等を検討すべきである」とされている。NATO の核共有の中核は、米国の戦術核兵器を一部の NATO 加盟国に配備しておき、有事に NATO の決定に基づき当該加盟国がそれを共同運用する制度にある。具体的には、

有事に NATO 加盟国の航空機が米国の核爆弾を搭載して運用することが想定されている。

我が国に関して言えば、このような核共有は、まず非核三原則に抵触する。「持ち込ませず」に反することはもちろん、「持たず」にも反する可能性があると考えられる。

また、米国の戦術核を国内に配備することが拡大抑止の強化につながることもほとんどない。米国は、爆撃機（B-52、B-2）による戦術核（B-61）運用能力を既に有しており、我が国に対する戦術核攻撃に対する報復のために我が国への戦術核配備を必要としていない。米軍の爆撃機の極めて高い運用能力は、2025 年 6 月 22 日のイラン爆撃で実証されている。戦術核に対する抑止は、それで十分である。強いて言えば、我が国に配備されている場合、報復手段の複数化と報復時間の短縮化がメリットとしてあり得るが、いずれも抑止力を大きく強化するような重要な要素とは言い難い。敵基地攻撃の経験のない自衛隊による B-61 の運用が果たして米軍の核報復能力にどれだけプラスとなるのか。過大な期待は持つべきではないであろう。そもそも NATO の核共有制度についても、「軍事的な意義というよりも欧州同盟国に対する拡大抑止の信憑性・信頼性という政治的・心理的な意義の方が強いものであった」（新垣 拓「NATO 核共有制度について」NIDS コメンタリー第 211 号）とされている。

さらに、米国の戦術核の配備となると、国民の反核感情を強く刺激し、配備候補地での広範かつ激越な反対運動が予想される。地方自治体を含め、政治的にマネージできる問題とは考え難い。抑止力にほとんど影響を与えない核配備に大きな政治的リスクを冒すことは、到底賢明とは言えないであろう。

非核三原則の見直し

非核三原則の見直しも、しばしば提起される議論である。先の提言においては、「持ち込ませず」を「撃ち込ませず」に変更すべきであるとされている。高市総理大臣も、就任前の著書（「国力研究 日本列島を、強く豊かに」）において、「『持ち込ませず』については『米国の拡大抑止の提供』を期待するのであれば、現実的ではありません」としている。

見直し論の趣旨・目的は、日本国内への核持ち込み・核共有を可能とすることにある。具体例としては、提言では、「将来的には」、「SLCM-N を搭載した米原潜の寄港の容認を含めて国内への核持ち込みの実現を図ると共に、核共有あるいは米軍核兵器の日本国内配備を可能とするための装備（空自 F-35A の核・通常兵器運用の両用化＝DCA 化を含む）や保管施設、取り扱い要員等の準備に、米軍の支援を受けて着手することも検討すべきである」とされている。

核共有について述べたのと同様、米国の核搭載原潜の寄港容認を含む核持ち込みが拡大抑止に持つ意味は乏しい。拡大抑止の核抑止力は、拡大抑止提供国の核報復の意志と能力次第であり、日本国内における米国の核兵器の有無とは関係がない。あるとすれば、それ以外に報復手段がない場合である。しかしながら、前述のように、米軍は、核運用可能な爆撃機を保有しており、また、近い将来に SLCM-N 搭載原潜を保有することが予想されるところ

であり、我が国に対する核攻撃に対する核報復のために核兵器の我が国配備が必要とされているわけではない。我が国への核配備に軍事的な意味があり得るとすれば、報復対象国の地理的な位置によっては報復手段の選択肢が増えることと報復時間の短縮が可能となることに限られよう。結局、残るのは、拡大抑止の信頼性に対する我が国自身の不安を和らげるという政治的・心理的な意義である。

他方、核共有と同様、米国の核兵器の国内配備に膨大な政治的コストが求められることには疑う余地がない。政治的・心理的な意義を不当に軽視すべきではないが、国内配備が政治的コストに見合う政策とは到底考えられない。非核三原則を見直す必要はないであろう。

なお、米海軍が将来 SLCM-N を艦艇に搭載した際には、有事における当該艦艇の我が国への寄港要請が米側から行われる可能性は否定できない。その際には、「持ち込ませず」に例外があり得る旨の岡田外務大臣の国会答弁（2010 年）により対応することがあり得るであろう

核抑止強化の取組

本稿で取り上げた議論は、拡大抑止を含む核抑止の強化という共通の目的に基づいている。残念ながら、核兵器の特殊性を前提とすれば、いずれも当を得ているとは言い難い。拡大抑止を含む核抑止を強化するためには、むしろ別の取組が有効である。

まず、核保有国の核管理体制の強化である。核戦争は起こり得ないとの本稿の見解は、核保有国の核管理体制が適切であることを前提としている。例えば、核ミサイルの誤射や指導者の狂気に起因する核ミサイルの発射を予防する仕組みが核保有国において完備されていることが必要である。これまでのところ、この意味での核管理体制は、完全に核保有国の裁量に委ねられており、詳細は秘密扱いとなっている。これを外部から検証・改善することは事実上困難である一方、核管理上の最低限の要件を挙げて核保有国に対してそのような要件の充足を慫慂することは不可能ではないと考えられる。

具体的には、二国間であれば、日米拡大抑止協議の枠組みの中で、米国に対して、こうした問題提起を我が国から行うことが考えられよう。また、多国間であれば、NPT の枠組みにおいて、非核保有国側から核保有国側に対して非核保有国の正当な関心としてこうした問題提起を行うことが可能であろう。仮に、核管理に関する共通ガイドラインのようなものが作成できれば、大きな前進と言えよう。

また、核保有国を含む国際社会において核兵器の隔絶した大量破壊性の認識を可能な限り一般化することが重要である。今日、戦略核については既にその使用が地球の破滅につながるとの認識が一般化している一方、戦術核レベルであれば制御された核戦争が可能とする誤解が国内外の一部に残存しているように思われる。先の提言もその一例かもしれない。したがって、こうした誤解を根絶するための啓蒙活動は引き続き必要であろう。世界で唯一の被爆国である我が国は、こうした活動において主導的な役割を果たし得る。例えば、核保有国を始めとする世界各国の政府要人を広島平和記念資料館に招待するプログラムは、短

期的に有効な取組となり得よう。また、世界中から学生を同様に招待するプログラムも長期的な取組として検討に値しよう。

おわりに

核兵器は、戦術核を含め純粋に抑止のための兵器であり、通常兵器とは本質的に異なるという基本認識は、核抑止を考える上で必要不可欠と考えられる。ロシア・ウクライナ戦争におけるロシアによる「核の威嚇」を契機に改めて核抑止について突っ込んで考えることは適切だが、あくまでこうした基本認識を前提とする必要があるだろう。さもないと、費用対効果に劣る取組に貴重な人材と予算を投入するといった不幸な事態が起これかねない。特に、政府関係者には十分に心するようお願いしたい。